

平成20年柴田町議会第1回定例会会議録(第5号)

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収納対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第5号)

平成20年3月13日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第22号 平成19年度柴田町一般会計補正予算
- 第 3 議案第23号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第24号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第 5 議案第25号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第26号 平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第27号 平成19年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第 1号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 9 議案第 2号 柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例
- 第10 議案第 3号 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第11 議案第 4号 柴田町学校教育施設整備基金条例

第 1 2 議案第 5 号 柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例

第 1 3 議案第 6 号 柴田町後期高齢者医療に関する条例

第 1 4 議案第 7 号 柴田町特別会計条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番広沢 真君、2番有賀光子さんを指名いたします。

日程第2 議案第22号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第22号平成19年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第22号平成19年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものとして、歳入といたしましては、使用料及び手数料、国・県支出金並びに町債などを減額し、これらと事業費補正に対応する財源として、町民税、固定資産税、分担金及び負担金並びに財産収入などで財源充当を行っております。さらに、基金繰入金を減額しております。

歳出といたしましては、老人保健医療対策費、心身障害者医療対策費、公債費などの経費の増額補正を行い、老人福祉総務費、障害者更生援護事業費、公共下水道費などの事業費の精査、確定などにより、減額等の補正を行うとともに、財政調整基金への積み立てを行っております。また、債務負担行為の追加、廃止及び変更並びに地方債の変更を行うものでございま

す。

これらによります補正後の予算総額は99億5,580万5,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書95ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,949万円を減額し、予算の総額を99億5,580万5,000円とするものです。

100ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正ですが、追加1件です。

学校給食センターの賄材料費で、4月から9月までの半年分になります。平成20年4月1日から業務が発生することから、平成19年度において債務負担行為の議決をいただき、事前に契約準備の事務処理を行うことができるようにするものです。限度額は8,000万円です。

次に、廃止1件です。

地域活動支援センター業務委託料を廃止するものです。昨年の12月議会で債務負担行為として議決いただいておりますが、平成20年度でしらさぎ共同作業所を改築する計画がありますので、業務内容を見直す方向から、年度早々に委託しないことになったことから、廃止するものです。

次に、変更は5件です。

電子計算処理システム機器リース料から2tダンプトラックリース料まで、額の確定や見込額により限度額を変更するものです。

101ページになります。

地方債補正です。

追加は1件になりますが、公的資金借換債で、限度額が3,280万円、利率は5%以内となります。公的資金の補償金免除繰上償還制度により、借りかえを行うためのものです。

変更は5件であります。

県営湛水防除事業負担金から災害復旧費まで額が確定したことにより、限度額を変更するものです。

104ページをお開きください。

歳入になりますが、ほとんどが収入見込みや交付額、補助金等の決定見込みによる増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。

款 1、項 1、町民税は、8,810万円の増額になります。

目 1、個人町民税の420万5,000円の増額は、滞納繰越分の決定見込みによるものです。

目 2、法人町民税の8,389万5,000円の増額は、主に複写機、印刷機等、製造会社の大幅な伸びによるものです。

款 1、項 2、目 1 固定資産税の1,542万6,000円の増額は、収納対策により滞納繰越分の収納率の増加によるものです。

款 1、項 5、目 1 都市計画税の293万4,000円の増額は、収納対策により滞納繰越分の収納率の増加によるものです。

次のページになります。

一番上の表になります。

款13、項 1、目 2 民生費負担金263万7,000円の増額は、保育所運営費一部負担金で、保育所への入所児が当初見込みよりふえたことによるものです。

下段の表になります。

款14、項 1、目 1 総務使用料、節 1 行政財産使用料156万6,000円の増額は、福祉センターの一部を宮城県看護協会とジャパンケアサービスに貸している使用料を見直し、減免措置を解除したことによるものです。

一番下の欄になりますが、目 5 土木使用料、節 1 住宅使用料290万円の減額は、現年度分の決定見込みによるものです。

106ページをお開きください。

上段の表の下の欄になります。

款14、項 2、目 3 衛生手数料、節 2 し尿汲取処理手数料251万円の減額は、し尿汲取券売捌見込額の決定によるものです。

次のページになります。

下段の表になります。

款15、項 2、目 1 民生費国庫補助金、節 2 次世代育成支援対策交付金の説明欄のこんにちは赤ちゃん事業交付金29万円の増額は、0歳児から4歳児を対象に保健師が家庭を訪問する事業に対しての交付金で、交付額が決定したので措置するものです。

108ページをお開きください。

上段の表の下欄になります。

款15、項2、目5 災害復旧費国庫補助金は、334万1,000円の減額になりますが、公共土木施設災害復旧事業補助金で、災害査定による工事の工法等の変更により減額になったものです。

次のページになります。

下段の表になります。

款16、項2、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金は、507万6,000円の増額になります。

110ページをお開きください。

最上欄の障害者自立支援対策臨時特例交付金の468万6,000円の増額は、小規模作業所緊急支援事業として、もみのき園の運営補助と自立支援法施行に伴い、激変緩和措置として施設の事業円滑化事業として措置されたものです。

次のページになります。

一番下の欄になります。

款16、項2、目7 災害復旧費県補助金139万5,000円の増額は、農地・農業用施設災害復旧費補助金で、台風による災害復旧費の補助金の確定によるものです。

112ページをお開きください。

中段の表になります。

款17、項1、目1 財産貸付収入23万8,000円の増額は、建物貸付料で、町が所有している槻木西地区にある住宅の貸付があったためによるものです。

目2 利子及び配当金147万6,000円の増額は、財政調整基金から図書館建設基金まで各基金の利子確定見込みによるものです。

下段の表になります。

款17、項2、目1 不動産売払収入1,030万2,000円の増額は、土地売払収入で、船岡東三丁目地内など、普通財産5区画を処分したことによるものです。

次のページになります。

上段の表になります。

款18、項1 寄附金は、86万円の増額になります。

目1 民生費寄附金30万5,000円、目3 教育費寄附金55万5,000円の増額は、それぞれ指定寄附で、歳出でもそれぞれ措置しています。

2段目の表になります。

款19、項1、目2 基金繰入金1億5,000万円の減額は、町債等管理基金1,000万円と財政調整

基金 1 億4,000万円の減額です。当初予算で町債等管理基金3,000万円、財政調整基金 2 億2,000万円の繰り入れて計上しておりましたが、9月補正でそれぞれ2,000万円と8,000万円を減額していますので、今回の減額で今年度は基金からの繰り入れはないことになりました。基金残高については、歳出の基金管理費でご説明いたします。

3 段目の表になります。

款21、項 1、目 1 延滞金231万4,000円の増額は、町税の延滞金の見込額によるものです。

下段の表になります。

款21、項 2、目 1 町預金利子161万7,000円の増額は、預金利子の確定見込みによるものです。

114ページをお開きください。

款21、項 4、目 2 過年度収入85万9,000円の増額は、平成18年度保健事業費等国庫負担金以下、額の確定によるものです。

目 3 雑入は、127万5,000円の減額です。各種健診徴収金から、次ページの住宅防火施設整備補助事業給付金までの増減は、事業費の確定等による決定見込みによるものです。

114ページの説明欄の生涯教育総合運動場テニスコート整備事業助成金533万円の減額は、財団法人日本宝くじ協会からの助成金で、農村環境改善センターがある総合運動場にテニスコートの整備を進めてきましたが、事業費の確定により助成額が減額になるものです。

次ページの災害共済金115万3,000円の増額は、3月に火災があった二本杉町営住宅の共済金が確定したことによるものです。

下段の表になります。

款22、項 1 町債は、1,820万円の増額になりますが、目 1 農林水産業債から目 7 災害復旧事業債の減額については、それぞれ事業費の確定によるものです。

目 8 公的資金借換債3,280万円の増額については、昨年12月の議員全員協議会でご説明いたしました公的資金の補償金免除繰上償還制度により、今年度に対象となる 3 本分を繰上償還するものです。借りがえをすることにより、6.8%前後の利率であったのが、2%以下で借り受けが可能なことから、291万円程度の利子が軽減されることになります。

116ページからは、歳出になります。

各款項目とも事業費の確定や決定見込みによる増減でありますので、主な項目だけご説明いたします。

特に、燃料費や光熱水費の増額につきましては、原油価格の高騰による影響であります。

119ページをお開きください。

中段の欄になります。

款2、項1、目6基金管理費は、6,026万3,000円の増額になりますが、財政調整基金積立金として6,000万円、町債等管理基金積立金として26万3,000円を積み立てるものです。この結果、補正後の財政調整基金は6億3,734万円、町債等管理基金は1億2,354万円となり、両基金の合計額は7億6,088万円になります。

120ページをお開きください。

上段の表の中段の欄になります。

款2、項1、目10交通防犯対策費、節11需用費は、70万1,000円の増額になります。修繕料50万円の増額は、防犯灯の球切れ等の修繕のための措置で、光熱水費20万1,000円の増額は、防犯灯の電気料の確定見込みによるものです。

125ページをお開きください。

上段の欄の一番下になります。

款3、項1、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、107万3,000円の減額になりますが、国民健康保険事業特別会計への財政安定化支援事業分の確定見込みによるものです。

中段の欄の目2老人福祉費、節28繰出金は、1,065万6,000円の減額になりますが、介護保険特別会計への介護給付費分996万6,000円と、事務費分69万円です。給付費と事務費が減額になることから、繰出金のルール分の確定見込みにより減額するものです。

目3老人保健医療対策費は、2,083万7,000円の増額になります。節13委託料591万4,000円の増額は、後期高齢者医療制度に伴う激変緩和措置に対応するために、保険料の徴収システムを改修するためのものです。

節28繰出金1,492万3,000円の増額は、医療給付費のルール分で、国・県の医療費負担金が確定したことにより措置するものです。

126ページをお開きください。

上段の欄になります。

款3、項1、目4心身障害者医療対策費は、327万5,000円の増額になりますが、医療費の確定見込みによるものです。

次のページになります。

上段の欄になります。

款3、項2、目1児童福祉総務費、節15工事請負費486万5,000円の減額は、旧船岡保育所解体工事費が確定したことによるものです。

130ページをお開きください。

下段の表になります。

款4、項1、目1生活環境総務費、節19負担金補助及び交付金11万4,000円の増額は、仙南地域広域行政事務組合負担金で、角田市にある動物焼却炉の利用者がふえたことにより、実績割の負担が増加したことに伴い措置するものです。

次のページになります。

下段の欄になります。

款4、項1、目5健康推進総務費、節11需用費68万6,000円の増額は、食育推進計画書の概要版や特定健康診査等実施計画書の発行部数をふやす等のために、印刷製本費を措置するものです。

132ページをお開きください。

上段の欄になります。

目6保健指導費、節18備品購入費30万5,000円の増額は、指定寄附により、しらさぎ共同作業所にテレビやビデオ等を購入するために措置するものです。

次のページになります。

上段の表の下段の欄になります。

款4、項2、目2し尿処理費125万8,000円の増額は、仙南地域広域行政事務組合負担金で、柴田衛生センターの工事費や委託料がふえ、負担金が増額になるために措置するものです。

134ページをお開きください。

農林水産業費になります。

大変申しわけありませんが、訂正があります。下段の欄になります。

目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金の説明欄の農業災害対策資金利子補給（債務負担）は、5万2,000円の増額になっておりますが、5万2,000円の減額になりますので、「52」とご訂正ください。説明欄の表記の誤りですので、歳出合計には影響ありません。大変申しわけありませんでした。

138ページをお開きください。

上段の表になります。

款8、項1、目1土木総務費、節13委託料262万9,000円の減額は、木造住宅耐震診断助成事業委託料40万8,000円と、地震ハザードマップ作成委託料222万1,000円を減額するもので、事業費確定によるものです。

次のページになります。

中段の欄になります。

款 8、項 2、目 2 道路維持費節14使用料及び賃借料85万7,000円の増額は、槻木五間堀や入間田三本木堀のしゅんせつ作業のために重機を借り上げするために措置するものです。

下段の欄になります。

目 3 道路新設改良費は、508万9,000円の減額になります。節13委託料から節17公有財産購入費までの増減は、ゆずが丘の 2 期工事関連で、町道入間田10号線の道路改良舗装工事に伴うものです。

140ページをお開きください。

下段の表になります。

款 8、項 4、目 2 都市街路費は、478万5,000円の減額になります。

次のページになります。

上段の欄になります。

節13委託料150万5,000円の減額は、船岡地区まちづくり交付金事業測量設計の委託費が確定したことによるものです。

節17公有財産購入費226万円の減額は、新栄通線整備用地費の繰上償還により減額するものです。

目 3 公共下水道費3,194万4,000円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金で、流域下水道維持管理負担金返還金及び消費税の確定によるものが主ですが、事務事業の見直しや精査した結果確定したことによるものです。

143ページをお開きください。

款10、項 2、目 1 小学校管理費は、7万4,000円の増額になります。

146ページをお開きください。

大変失礼しました。143ページにもう一度お戻りください。申しわけありません。

143ページの下段の表になります。

款 9、項 1、目 1 消防総務費は、57万1,000円の減額になります。

節 9 旅費77万円の増額は、消防団員の出席費用弁償の決定見込みによるものです。

節11需用費20万7,000円の増額は、婦人防火クラブのたすき購入費のための消耗品費15万7,000円と燃料費5万円を措置するものです。

145ページをお開きください。

款10、項2、目1 小学校管理費は、7万4,000円の増額になります。

146ページをお開きください。

下段の欄になりますが、節11需用費は、18万7,000円の増額です。船岡小学校の修繕料15万円の増額は、障害を持つ児童に対応するために、パーテーションを移設修繕するために措置するものです。槻木小学校の修繕料10万円は、水道の水抜栓とガラス修繕のために措置するものです。

次のページになります。

上段の表になります。

節15工事請負費75万6,000円の増額は、東船岡小学校のふれあい教室の対象児童がふえたために、パーテーションを移設改造するために措置するものです。

152ページをお開きください。

款10、項6、目1 保健体育総務費は、589万4,000円の減額になります。

節15工事請負費565万7,000円の減額は、生涯教育総合運動場テニスコート整備工事の事業費が確定したことによるものです。

節18備品購入費35万円の増額は、指定寄附により、柴田球場にA E Dを設置するために措置したものです。

目2 保健体育施設費は、39万9,000円の増額になります。

節15工事請負費45万2,000円の増額は、勤労青少年ホームが閉館になることから、館山テニスコートの照明電源を独立して設置するために措置するものです。

次のページになります。

中段の表になります。

款11、項1、目1 農林水産施設災害復旧費は、254万7,000円の減額になりますが、農地農業用施設災害復旧工事の事業費が確定したことによるものです。

下段の表になります。

款11、項2、目1 土木施設災害復旧費は、446万9,000円の減額になりますが、事業費確定により、災害復旧測量業務委託料11万5,000円と、大江堀川災害復旧工事費435万4,000円を減額するものです。

154ページをお開きください。

中段の表になります。

款12、項1、公債費目1 元金の2,417万8,000円の増額は、償還金利子及び割引料です。地方

債元金946万2,000円の減額は、額の確定によるものです。繰上償還元金3,364万円の増額は、歳入でご説明しました公的資金の補償金免除繰上償還制度により、繰上償還するために措置するものです。

下段の表になります。

款13、項1、目1 予備費は、624万9,000円を措置いたしました。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入一括といたします。歳出については、款1 議会費116ページから款3 民生費130ページまで、款4 衛生費130ページから款9 消防費144ページまで、款10教育費144ページから款13予備費154ページまでとします。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。116ページの議会費から130ページの民生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

次に、130ページの衛生費から144ページの消防費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

次に、144ページの教育費から154ページの予備費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。12番小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 146ページでしょうか、修繕料でガラスですか、何か10万円というのがありますが、これはガラス10万円というのはかなり大きいんですが、何か事件でもあってガラスが割られたのかどうか。それちょっとお聞きします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） この修繕料の内訳ですが、保健室前の水抜栓の漏水修理が8万円、そのほか昇降口のガラス修繕として2万円ということで、合計10万円となっております。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号、平成19年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第23号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第23号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国保税、国庫支出金等の増減によるものでございます。

歳入につきましては、国保税、国庫支出金及び共同事業交付金の増額、県支出金、財政調整基金繰入金の減額で、総額3,099万9,000円の増額補正となり、補正後の予算額は、35億4,819万6,000円となりました。

歳出につきましては、共同事業拠出金を減額し、歳入増額分を保険給付費に計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書159ページをお願いいたします。

議案第23号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,099万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ35億4,819万6,000円とするものであります。

162ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。

追加1件、特定健康診査業務委託料でございます。期間は平成20年度、限度額は1,546万6,000円です。これは平成20年度において実施する40歳以上の特定健診業務委託になります。

内容的には40歳から64歳と65歳から74歳と二つに分けます。分けて委託をいたします。40歳から64歳までは、柴田郡の医師会の方、それから65歳から74歳の方は、成人病予防協会の方にそれぞれ委託したいというふうに考えております。準備行為が必要というふうなことで、今回お願いするものでございます。

165ページをお開きください。

歳入でございますが、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税204万1,000円の減額となります。内訳といたしましては、医療給付費分現年課税1,039万2,000円の減、それから介護納付金分、医療給付費の滞納繰越分、介護納付金の滞納繰越分ということで、それぞれ増減補正というふうになります。

それから目2退職被保険者分の保険税でございますが、3,826万4,000円の増でございます。内訳は、節1医療給付費分現年課税3,784万6,000円の増、それから節2介護納付金分、それから節3医療給付費分の滞納分、節4介護納付金分の滞納繰越分というふうなことで、それぞれ決定見込みによる増減額補正というふうになります。

次のページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料でございます。

督促手数料30万2,000円の増額補正でございます。これは国保税の督促手数料の収入実績によるものでございます。

款3国庫支出金療養給付費等負担金3,342万8,000円の増額補正でございます。内訳でございますが、療養給付費等負担金、老人保健医療費分、介護納付金負担金、それぞれ決定見込みによる増額となります。

款4療養給付費交付金に712万8,000円の減額補正となります。これは退職医療費分の変更決定によるものでございます。支払基金からの交付金でございます。

款5県支出金ですが、高額医療費共同事業負担金に14万円の減額補正でございます。負担金の確定見込みによるものでございます。

次のページになります。

項2 県補助金は、確定見込みによるものでございます。乳幼児医療費補助金に102万8,000円の増額です。それから財政調整交付金2,956万9,000円の減額でございます。1号交付金で2,517万8,000円の減、2号交付金で439万1,000円の減というふうなことで、1号交付金につきましては、財政調整交付金、それから2号交付金につきましては、医療費の適正化事業、これはレセプト点検、保健事業等を行った際に交付されるというふうなことで、それぞれ確定減額になっております。

それから、款6 共同事業交付金でございますが、目1 共同事業交付金1,716万4,000円の増、これは高額医療費の80万円以上の分に対する交付金でございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金2,066万円の増、これについては高額医療費でございますが、30万円から80万円以下に対する交付金で、これは変更決定によるものでございます。

それから款7 財産収入でございます。利子及び配当金14万1,000円の増、これは財政調整基金利子と健康づくり基金利子の分でございます。それぞれ増額というふうなことでございます。基金残高につきましては、補正後、財政調整基金の方が1億3,089万3,296円、それから国民健康保険健康づくり基金の方につきましては、補正後586万5,833円というふうになります。

款8 繰入金でございます。

一般会計繰入金ですが、107万3,000円の減額です。これは財政安定化支援事業繰入金の分で、繰入額の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

項2 基金繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、4,300万円の減額補正でございます。これにつきましては、当初予算において財政調整基金4,300万円を繰り入れる予定でございましたが、今回の国保税約3,600万円ほど増額が見込めるということになりましたので、今後の保険給付費等の伸び等から基金を取り崩す必要がなくなりましたので、減額補正をするものでございます。

款10 諸収入、一般被保険者延滞金に61万円の増、収入実績によるものでございます。

それから、項2 預金利子でございますが、52万9,000円の増ということで、確定によるものでございます。

よろしくをお願いします。

それから、次のページをお願いします。

項3 雑入でございます。

目 1 一般被保険者第三者納付金に132万5,000円の増額、それから目 2 退職被保険者分に62万3,000円の増、それから目 3 一般被保険者返納金 3万7,000円の減、目 4 退職被保険者等返納金 6万3,000円の増、それから雑入で 1万円の減、これらは収入実績によるものでございます。

次のページ、170ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 1 総務費、納税奨励費34万5,000円の減額補正でございます。

それから款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、一般被保険者療養給付費に782万7,000円の増額補正でございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費に3,759万円の増ということで、それぞれ決定見込みによる増額補正でございます。

それから項 2 高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましては、これは財源の組み替えでございます。

次のページになります。

目 2 退職者分の高額療養費でございます。712万8,000円の減額補正ということで、決定見込みによるものでございます。

それから款 5 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同分に56万7,000円の減額、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金614万3,000円の減額補正です。これは、国保連合会への拠出金額の確定によるものでございます。

款 6 保健事業37万9,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

内訳といたしましては、負担金補助及び交付金になります。胃がん健診料負担金から、最後の訪問基本健康診査負担金までそれぞれ増減額補正でございます。

節28繰出金17万6,000円の減額でございます。これにつきましては、一般会計の繰出金、当初20万円見ておりましたが、肺炎球菌ワクチンの接種助成分の確定によるものでございます。

款 7 基金積立金、財政調整基金積立金に14万4,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、財政調整基金利子積立金として13万2,000円、それから国民健康保険づくり基金利子積立金 1万2,000円の増というふうになります。基金残高につきましては、先ほどお話ししたとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号、平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第24号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第24号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度の老人保健への国庫支出金、県支出金等の変更によるものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金等確定見込みによる減額、それに伴う一般会計繰入金の変更により、28万1,000円を減額し、補正後の予算総額は、29億8,254万2,000円となりました。

歳出につきましては、事務費等を減額し、同額補正を計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書173ページをお願いいたします。

議案第24号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出それぞれ28万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億8,254万2,000円とするものでございます。

議案書176ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款2 国庫支出金、医療負担金に1,297万9,000円の減額補正でございます。これは医療費国庫負担金の変更決定によるものでございます。

項2 国庫補助金、臨時財政調整補助金に35万円の減で、これは老人医療費適正化対策事業補助金の変更決定によるものでございます。

次に、款3 県支出金の県負担金202万5,000円の減額補正で、医療給付費分県負担金の変更決定によるものでございます。

款4 繰入金の一般会計繰入金に1,492万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、今年度の国庫負担金と県負担金の交付率、これが下がりがちで、負担金額が減額されるために、町が一時この分を立てかえて特別会計の方に繰り入れするものでございます。

なお、この立てかえ分、これにつきましては、翌年度国及び県から精算交付されるというふうな事務手続になってまいります。

次のページをお願いいたします。

款6 諸収入、預金利子に15万円の増額です。これにつきましては、平成18年度決算剰余金等の預金利子でございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費、一般管理費28万1,000円の減額です。内訳ですが、賃金16万4,000円の減、臨時職員分でございます。これについては、当初事務補助員分1カ月分見ておったんですが、使わなかったというふうなことで、その分減額するものでございます。

それから委託料11万7,000円、第三者求償事務委託料でございます。これは交通事故等の国保連合会の方に委託しているわけなんですけど、交通事故、ことし3件ほどございました。それで、まだ処理が完了していないというふうなことで、処理が完了してから委託料の支払いが発生してくるというふうな形になりますので、今回減額するというところでございます。

款2 医療諸費、これにつきましては、財源の組み替えでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号、平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第5 議案第25号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第25号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものですが、歳入につきましては、公共下水道使用料1,766万9,000円の減額、一般会計繰入金3,194万4,000円の減額及び公共下水道事業債4,500万円の減額、並びに流域下水道維持管理負担金返還金5,069万7,000円の増額、流域下水道事業債60万円の増額、及び高資本費対策借換債と公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債等を合わせて4億3,000万円の増額に伴うものでございます。

歳出につきましては、汚水管理費及び公共下水道建設費の委託料と工事請負費の確定見込みに伴う5,275万7,000円の減額、流域下水道維持管理負担金確定に伴う1,753万4,000円の増額、及び繰上償還に係る公債費元金4億3,201万8,000円の増額に伴うものでございます。

これらにより、歳入歳出それぞれ3億8,782万1,000円を増額し、補正後の総額を20億1,158万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） それでは、179ページになります。

議案第25号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明を申し上げます。

平成19年度柴田町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,782万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億1,158万8,000円とするものであります。

第2条であります。債務負担行為の補正であります。債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」によるものであります。

第3条、地方債の補正であります。地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものであります。

181ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正であります。

廃止1件をお願いするものであります。平成19年度マンホールポンプ清掃保守管理委託、これにつきましては、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例により契約を行うもので、廃止をお願いするものであります。

次のページ、182ページをお願いします。

第3表地方債の補正であります。

1. 追加2件をお願いするものであります。ともに借換債の追加であります。

まず、高資本費対策借換債、限度額2億550万円であります。

次に、公的資金借換債、限度額2億2,450万円あります。借換債の追加であります。

2. 変更2件をお願いするものであります。事業費の確定による変更であります。

まず、公共下水道事業費、補正後であります。3億1,000万円。次に、流域下水道事業費、補正後であります。2,310万円。ともに事業費確定による変更であります。

184ページをお願いします。

2. 歳入。

款 2 使用料及び手数料、目 1 使用料、節 1 公共下水道使用料現年度分1,660万7,000円の減額であります。これにつきましては、平均単価、それから平均使用料の減によるものであります。

節 2 公共下水道使用料滞納繰越分106万2,000円の減額であります。当初予算におきまして滞納繰越額総額を1,827万9,000円の30%を見込んでおりましたが、最終的に、繰越額が1,228万3,000円となりました。その36%の計上による減額補正であります。

款 4 繰入金、目 1 他会計繰入金、補正額3,194万4,000円の減額であります。これにつきましては、一般会計へお返しをするものであります。

款 6 諸収入、項 2 預金利子、目 1 預金利子であります。補正額28万9,000円、これにつきましては、預金利子でございます。

款 6 諸収入、目 1 雑入、節 1 雑入4,782万8,000円あります。まず、鷺沼排水区公共下水道事業計画委託負担金287万円の減額であります。これにつきましては、大河原町からの負担金ということで、委託費確定によるものでございます。過年度旅費過払返納金1,000円、流域下水道維持管理負担金返還金5,069万7,000円あります。これにつきましては、平成18年度までの収支による剰余金の返還金であります。

節 2 消費税及び地方消費税還付金371万7,000円あります。まず消費税及び地方消費税還付金366万7,000円あります。これにつきましては、平成18年度確定による還付金であります。還付加算金 5 万円あります。

款 7 町債、目 1 公共下水道事業債、補正額4,500万円の減額あります。これにつきましては、一般公共下水道事業の単独事業費分の事業費確定によるものでございます。

目 2 流域下水道事業債、補正額60万円あります。これにつきましては、阿武隈川下流流域下水道事業債の補助対象分の事業費確定による増額であります。

目 3 高資本費対策借換債、補正額 2 億550万円、目 4 公的資金借換債、 2 億2,450万円、これにつきましては、ともに借換債の起債であります。

次のページをお願いします。

3 . 歳出であります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 汚水管理費、補正額605万1,000円あります。

節13委託料201万7,000円の減額あります。水質検査委託料40万4,000円の減、特殊人孔汚泥処理処分委託料 9 万6,000円の減、下水道管調査清掃委託料 4 万3,000円の減、マンホールポンプ清掃保守管理委託料128万円の減、公共下水道台帳整備委託料19万4,000円の減の合計額に

よるものでございます。

節19負担金補助及び交付金1,753万4,000円の増額であります。まず阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金1,746万8,000円、これにつきましては、汚水処理量の増によるものでございます。

それから、公共下水道相互利用負担金6万6,000円ありますが、これにつきましては、大河原町へ支払うものでありますが、利用戸数の増による6万6,000円あります。

節27公課費946万6,000円の減額であります。平成18年度の消費税及び地方消費税の確定によるもの、これが508万8,000円、それに平成19年度の消費税及び地方消費税中間納付分437万8,000円の減額であります。

款2下水道事業費、目1公共下水道建設費、補正額5,074万円あります。

節13委託料574万円の減額であります。これにつきましては、鷺沼排水区公共下水道事業計画委託料の額の確定によるものでございます。

節15工事請負費4,500万円の減額であります。大住汚水幹線工事外工事請負費の額の確定による減額であります。

次に、款3流域下水道費、目1流域下水道費、補正額49万2,000円の増額ありますが、これにつきましては、負担金補助及び交付金ということで、流域下水道事業受益者負担金、事業確定による増額であります。

款4公債費、目1元金、補正額4億3,201万8,000円、これにつきましては、借換債の地方債の元金であります。

目2利子、これにつきましては、財源の組み替えを行うものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 済みません、ちょっとお伺いしますけれども、181ページ、債務負担行為の補正がありますけれども、今度は長期にするためにこっちを廃止にするということなんですけれども、長期というのはどのぐらいで、どのぐらいの金額になるのか、それを教えてください。

次には、184ページの歳入の項1、節2、滞納の予定したやつが30%落ちたと、それで残がどのぐらいになっているんだか、これをお伺いします。

それから、186ページの一番下の工事請負費4,500万円の減額がありますね。これはどういう

あれでこういうふうになっているのかちょっとお伺いします。内容が全然見えないですね。教えてください。

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） まず、債務負担行為補正の廃止でありますけれども、これについては平成20年度、単年度の契約であります。平成19年度で4月1日から保守点検とか委託をかけますので、平成20年度単年度の契約です。

それから、184ページの滞納繰越であります。当初1,827万9,000円の30%を見込んでおりました。最終的に、1,228万3,000円に滞納繰越の額の確定であります。その36%を見込んでおります。

それから、186ページの工事請負費ですけれども、20件工事を発注しております。工事請負費の予算が3億3,500万円、そして20件の最終的なトータルの工事請負費が2億9,000万円、1件1件の工事については、明細があるんですけれども、最終的には9月の決算ですか、そこに出てくるかと思うんですけれども、最終的には2億9,000万円で額が確定しているということで、今回4,500万円の減額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第26号平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第26号平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護サービス給付費など、保険給付費の減額に伴う補正であります。

当初予算で5%程度の伸びを想定していた介護サービス給付が、前年度並みの水準で決算できる見込みになったことから、保険給付費の減額補正を行うものでございます。

歳入歳出それぞれ1億1,119万3,000円の減額補正となり、予算総額は16億4,015万2,000円となりました。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） それでは、介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

189ページごらんください。

議案第26号平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,119万3,000円を減額し、総額をそれぞれ16億4,015万2,000円とするものです。

これは高齢者の増加とともに、保険給付費が前年度比で5%を超える伸びがあるんだろうと想定していたんですが、平成19年度介護認定者・サービス料とも前年度並みというふうな見込みになり、決算ベースになりますと、1億円を超える減額になるということを踏まえて予算補正を行うものです。

歳入について説明いたします。

194ページをごらんください。

歳入の主な補正は、平成19年度保険給付費の決算見込みによる減額です。保険料負担50%、公費負担50%、この負担ルールで減額を行っています。主な歳入補正事項を説明いたします。

款1 保険料、これは65歳以上の被保険者の保険料、これは見込額により181万5,000円の減額補正です。

款3 使用料及び手数料、介護予防サービス計画手数料、この減額は、ケアプラン作成対象となる要支援者の人数の伸びが計画より大きく下回ったために、下方修正するものです。520万円を減額します。当初予算での見込みでは、月260件程度と見込んでおりましたが、実績では160件、大きく下回りました。

款 4 国庫支出金から款 6 県支出金までの補正は、保険給付費の決算見込みによる減額補正です。

款 4 項 1 国庫負担金2,455万7,000円の減。

195ページに続きます。

項 2 国庫補助金555万7,000円の減、款 5 支払基金交付金5,072万4,000円の減、款 6、項 1 県負担金1,570万4,000円の減となっております。

196ページをごらんください。

款 7 財産収入、介護給付費準備基金利子では、基金の利子26万9,000円を計上しております。

款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、これもルール分で、総額で1,065万6,000円の減、一般会計の方に返すというふうになります。

款10諸収入、預金利子44万9,000円を計上しています。

雑入として目 1 第三者納付金136万6,000円、これは交通事故等で介護が必要になった方について、介護給付で要した費用を原因者に求めるもので、加害者加入の保険会社の交渉の中で決定する。平成19年度は確定した 1 件分を計上しております。

目 2 返納金87万8,000円は、これは保険給付費の返納金になります。事業者請求の過年度分の修正によるものです。

次に、歳出の補正について説明いたします。

197ページをごらんください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、一般管理費、これは電算委託料で103万1,000円の増額補正を行っています。平成20年度から始まる後期高齢者医療制度、介護保険も対応する部分がありまして、その保険システムの改良費用になります。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、これは介護サービスにかかわる保険給付費ですが、次のページに示すように、合計で 1 億2,087万円の減額としています。冒頭に述べたように、介護認定者とサービス料、両方とも前年度水準になったことによる減額です。

199ページごらんください。

項 2 介護予防サービス等諸費、項 3 その他の諸費、項 4 高額介護サービス等費、これが保険給付費と同様に減額補正を行っています。

続いて200ページになります。

款 3 財政安定化基金拠出金、これは支出額確定による減額です。

款 4 地域支援事業費、これも保険給付費と同様に減額を行っております。

項1 介護予防事業費476万円の減、項2 包括的事業費、次のページになりますけれども、合計で431万3,000円の減額補正です。

201ページの中段になります。

款5 基金積立金、これは保険料の剰余見込みを1,769万7,000円計上しています。これを積み立てることによって、基金残高は1億6,300万円余となります。

款8 予備費、351万8,000円を措置しています。これは国保のうち国庫補助金の調整交付金、この確定がこの補正には間に合わなかったため、想定される減額分を考慮しています。3月の最終補正で予備費対応としたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号、平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号 平成19年度柴田町水道事業会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第27号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、営業収益の減額、営業費用の確定見込額に伴う減額、建設改良費の決算見込額による減額及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う企業債償還金の増額補正でございます。

す。

収益的収入は、加入金、受託工事収益等で968万8,000円を減額し、受取利息及び配当金を113万1,000円増額するもので、補正後の予算総額は、12億3,050万9,000円となります。

収益的支出は、営業費用で571万9,000円を減額するもので、補正後の予算総額は13億3,746万4,000円となります。

資本的収入につきましては、補正額はなく、資本的支出では、建設改良費を1,500万円減額し、公的資金補償金免除繰上償還金6,138万円を増額するもので、補正後の予算総額は、3億8,308万9,000円となります。

また、平成20・21年度に継続して行う公的資金補償金免除繰上償還に伴い、未処分利益剰余金のうち、2億円を減債積立金に積み立てるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） それでは、203ページになります。

議案第27号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細について説明を申し上げます。

第1条であります。平成19年度柴田町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条であります。第2条は、予算で定めております業務の予定量について、次のように改めるものであります。主な建設改良事業の既決予定額を1,445万7,000円減額補正し、補正後の額を1億6,920万5,000円に改めようとするものであります。

第3条であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては、第1款水道事業収益の既決予定額を855万7,000円減額補正し、補正後の額を12億3,050万9,000円に改めようとするものであります。

その内訳であります。第1項営業収益の既決予定額を968万8,000円減額補正し、補正後の額を12億2,560万9,000円に、第2項営業外収益の既決予定額を113万1,000円増額補正し、補正後の額を490万円に改めようとするものであります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用の既決予定額を571万9,000円減額補正し、補正後の額を11億9,437万円に改めようとするものであります。

第4条であります。予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億

4,100万8,000円を2億8,738万8,000円に改めようとすることからその補てんする財源でありませんが、減債積立金5,300万円を追加し、過年度分損益勘定留保資金として2億3,609万5,000円を2億2,947万5,000円に改めようとするものであります。収入についての補正はありません。

次のページをお願いします。

支出についてであります。第1款資本的支出の既決予定額を4,638万円増額補正し、補正後の額を3億8,308万9,000円に改めようとするものであります。

その内容であります。第1項建設改良費の既決予定額を1,500万円減額補正し、補正後の額を1億7,232万7,000円に、第2項企業債償還金の既決予定額を6,138万円増額補正し、補正後の額を2億576万2,000円に改めようとするものであります。

第5条、予算第5条に定めた表限度額の項中「216万3,000円」を「241万2,000円」に改めるものであります。

第6条であります。予算第7条に定めた経費、つまり議会の議決を経なければ利用することのできない経費の金額でありまして、人事異動により人件費の減額の必要が生じたので、職員給与費の既決予定額を407万7,000円減額補正し、補正後の額を1億806万3,000円に改めようとするものであります。

第7条、予算第8条の次に次の一条を加えるものであります。

第9条、利益剰余金の処分であります。繰越利益剰余金のうち2億円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金、これにつきましては、平成20年度、21年度の継続して行う繰上償還に伴い、減債積立金に積み立てを行うものであります。

212ページをお願いします。

収益的収入支出補正予定額を、実施計画明細書にて説明を申し上げます。

収入であります。

款1 水道事業収益項1 営業収益、目2 加入金、補正額892万1,000円の減額であります。これにつきましては、新設加入件数の減によるものであります。

目3 受託工事収益、補正額21万7,000円の減額であります。これにつきましては、消火栓設置工事の事業確定による減額であります。

目4 その他営業収益、補正予定額55万円の減額であります。これにつきましては、申し込み件数の減によるものであります。

項2 営業外収益、目1 受取利息及び配当金、補正額113万1,000円の増額であります。これ

につきましては、預金利息であります。

支出。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 受託工事費、補正額21万7,000円であります。これにつきましては、節 6 備消耗品費9,000円の減、節20工事請負費20万8,000円、ともに消火栓設置工事の額の確定による減額であります。

目 4 総係費、補正額550万2,000円、節13委託料であります。525万円の減額、これにつきましては、水道事業計画変更申請書作成業務委託ということで、水利権更新をあわせて計画しておりましたが、七ヶ宿ダムの関連で、県の企業局が国土交通省河川管理者から、白石川、それから阿武隈川の水利権更新については、沿線市町の時期を統一して手続を行うよう県の方に指導があったということで、平成20年度に実施をするため減額とするものであります。

次に、節15賃借料であります。25万2,000円の減額、これにつきましては、額の確定によるものであります。

次に、資本的収入支出補正予定額を、実施計画明細書にて説明を申し上げます。

収入の補正はありません。

支出であります。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費目 1 営業設備費、補正額54万3,000円の減額であります。節 2、これについては備品購入費、公用車購入費の精算によるものであります。

目 2 水道工事費、補正予定額1,445万7,000円の減額であります。節 1 給料、節 2 手当、節 3 法定福利費の減額については、人事異動による減額補正であります。

節 8 委託料850万円の減額であります。これにつきましては、配水管布設工事実施設計委託の額の確定によるものであります。

工事請負費188万円、これにつきましては、施設整備事業の工事請負費の額の確定によるものでございます。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金、補正額であります。6,138万円の増額であります。これにつきましては、公的資金補償金免除繰上償還に充てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

収入、支出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 済みません、1点だけ教えてください。

212ページの営業外収益がございます。113万1,000円、これ受取利息と。その前を見ると、

376万9,000円ありますね、トータル490万円と、これは全部あれですか、受取利息なんですか。

そして、もし受取利息なら、これ、どのぐらいの金額に対して年間どのぐらい、何回に分けて入ってきているのか教えてください。

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） この113万1,000円は、業務用口座、実はあります。大体10億6,000円ほどあります。今までは利子が全然つきませんでした。業務用ということなんですけれども、例月監査が実はあります。その中で、前齋藤監査委員さん、そして水戸監査委員さんおるんですけれども、運用をとという話が実はありました。その中で、課としても運用益を考えたいということで、10億6,000万円のうち、6億8,000万円ほど、一般的には大口定期預金といいますけれども、半年間定期に入る。積んで113万1,000円の運用利益が出たといいますか、利用したといいますか、そういうことでございます。（「まだ答弁漏れ、490万円についても」の声あり）

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） 営業外収益、今のは預金利子なんですけれども、そのほかに雑収益ということで、367万8,000円ほど実はあります。それは、水道管の表示用テープとか、水道管理設のために地下面に表示テープを入れるんですけれども、そのテープの売り上げ、それから土地貸付料ということで、西船迫一丁目ですか、JAさんに貸している土地、あれが大体4,207平米ほどありますけれども、それが360万7,000円ほど、そのほかに山田沢に電柱1本建っているんですけれども、その合計が376万8,000円ということで、今回のプラスで490万円という内容になります。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を集結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号、平成19年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時50分 休 憩

〔午前11時50分 20番大沼惇義君 退場〕

午後 1時00分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

お諮りいたします。日程第8、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において、全員協議会を開催いたしますので、ご参集願います。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会が終了次第、再開いたします。

午後1時01分 休 憩

午後1時11分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第8 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任

議長（伊藤一男君） 日程第8、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員として、長年ご活躍をいただいております齋藤武夫氏は、平成20年3月23日をもって任期満了となります。齋藤氏は、建築関係の業務に携わり、評価に関する知識が豊富な方でありましたが、今回の改選に当たり、後進に道を譲りたいという本人からの申し出がなされておりました。

固定資産の評価に対する住民関心度も高くなってきている折から、後任の固定資産評価の職

務に精通する学識経験を有する者として、固定資産等に関する専門的な資格を有し、固定資産評価業務や土地及び建物の価格動向、流動性等に精通し、実務的经验も豊かな一方で、人格的にも質実温厚で、職務遂行能力も十分兼ね備える方である齋藤和弘氏を新たにお願ひしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意をいただくようご提案申し上げます。

何とぞ同意くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

議長（伊藤一男君） これより議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第2号 柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例

議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第2号柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例についての提案理由を申し上げます。

町の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに年々減少傾向にありますが、街頭犯罪や侵入犯罪のほか、子ども、女性、高齢者や家族などを巻き込んだ殺人・強盗などの凶悪犯罪の発生や、空き巣、忍び込み等は後を絶たない状況でございます。

町民が平穏に生活する上で、不安を身体で感じるところの体感治安は増加傾向にございます。こうした犯罪の被害から町民の生命、身体及び財産を保護し、町民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現を図ることが町の責務でございます。

そこで、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連携しながら町民一人一人が「みずからの安全はみずからで守る」、「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、犯罪のないまちづくりに向けて、町、町民、事業者、土地建物所有者、地域活動団体及び警察署等の関係行政機関が一体となり、町総ぐるみで取り組むため、相互に連携し、協力するという自助、共助、公助を基本理念とした本条例を制定するものでございます。

この条例の制定につきましては、平成19年8月に大河原警察署長からの要望があり、近隣の自治体とも連携を図りながら、安全な地域社会の実現を目指すものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第2号柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例の制定についてご説明をさせていただきます。

ただいま町長の提案理由で申し上げたとおりでございます。本条例を制定するに当たりましては、安全な地域社会の実現と町民が安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、基本理念を定めながら、町、町民、事業者、土地建物所有者、それから地域活動団体、関係行政機関と連携しながら、防災意識を高めながら、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を築くことを目的といたしまして、制定させていただくものでございます。

それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例を次のように制定するものでございます。

第1条は、目的でございます。

この条例に規定している事項は、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するための基本理念を定めまして、町民、事業者、土地建物所有者等及び地域活動団体並びに町及び関係行政機関が果たすべき役割を明らかにいたしまして、その連携を図るとともに、町民等の自主的な活動を促進することによりまして、町民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

次に、第2条でございますが、第2条につきましては、定義でございます。

町民、事業者、土地建物所有者等、地域活動団体、関係行政機関の用語の意義を定めたものでございます。

次に、4ページをお開きいただきます。

第3条でございますけれども、これは基本理念として定めさせていただくものでございます。犯罪のない安全・安心なまちを、町民の生命及び財産を守り、町民一人一人が尊重される地域社会を実現することを基本といたしまして、町民等並びに町、関係行政機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、協力するという自助、共助、公助の理念により推進することを基本理念とさせていただいているものでございます。

次に、第4条でございますけれども、第4条につきましては、町、関係行政機関の役割を定めたものでございます。

町は、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するために必要な施策、ここでは安全・安心施策というふうなことで、表示させていただいてございますが、それらに実施することに取り組むというふうなことでございます。

第1号から第5号、それから2項、3項につきましては、そのような形で取り組むというふうな記述でございます。

加えまして、第5条から第8条まででございますけれども、おのこの町民の役割、それから事業者の役割、土地建物所有者の役割、地域活動団体の役割等々につきまして、基本理念の通りまして協力をすると、安全・安心施策について協力をするように定めてございます。

それから第9条でございますけれども、第9条につきましては、推進計画の策定等でございます。

第9条第1項でございますけれども、町長は、安全・安心施策を総合的に推進するための計画といたしまして、推進計画を策定するものとする。

第2項でございますけれども、この策定方法でございますが、町長は、推進計画を定めるに当たりましては、町民の意見を反映することができるような必要な措置を講じなければならないというものを規定させていただいております。

第3項につきましては、町長は、推進計画を定めたときは、速やかに公表しなければならないというふうなことで、規定させていただいております。

第4項につきましては、前二項の規定は、推進計画を変更する場合についても準用するというので、この推進を受け継ぐということであってございます。

第10条でございますけれども、第10条につきましては、推進体制の整備ということであってございます。

町は、安全・安心施策を総合的かつ計画的に実施するため、町民が連携し、協力することが

できる推進体制を構築するものとするということを掲げてございます。

第11条でございますけれども、これは委任でございまして、この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めるという規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するということを定めてございます。

以上、議案第2号柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例についての概要についてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） まず、語句の説明と、それからこの中身です。まず1点目、3ページの第2条の1「滞在する者」、この滞在する者の範囲ですね、どのように特定するのか、これを説明してください。

それから、ここで言われている安全・安心なまちづくりを推進するための活動内容、どこら辺にきちっと見ているのかどうか、その内容を説明してください。

議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） 1点目の町民の「滞在する者」ということでございますけれども、実は町民というふうな言い方をさせていただきました。住民といいますと、住民登録をされた方ということになりますが、この場合については、住民登録というふうなことは問うてはございません。町の中にはいろんな方がお住まいでございますし、町内に生活拠点を有する者もございます。

それから、いろいろ柴田町の場合ですと、他町から一時柴田町の方に、例えば勤務をしているとか、あるいは学生さんとかおいでになります。そういった意味で、広い意味で町民というふうなことで、柴田町にかかわりといいますか、住民登録ではなくてお住まいの方というふうな意味合いで町民ということで「滞在する方」というとらえ方をさせていただきました。

この推進計画の中身でございますけれども、町ではこの安全・安心施策ということはどういうふうなことを考えているかということで申し上げさせていただきますと、一つは、犯罪にかかわるやはり情報の共有と人材の育成ということを考えてございます。

それから、2点目といたしましては、町民等による自主的な防犯活動といいますか、その促進をこれからうたっていこうという考え方です。

それから、3点目といたしまして、防犯に考慮した環境づくりの促進ということで、これも掲

げてございます。

4点目でございますが、犯罪弱者を守る活動の推進ということ掲げさせていただいております。

それから、5点目ですけれども、安心して歩けるまちづくりの推進ということ掲げさせていただきまして、この5点項目を柱として考えてございます。

その中で、今じゃあ、どういうふうに考えていくかということで、例えば情報の共有と人材の育成の推進という関係になろうかと思っておりますけれども、一つ身近な犯罪にかかわる情報の共有ということを考えてございます。

それから、安全・安心な町の情報収集とか情報の提供とかということ掲げさせていただきまして、それから緊急時における情報共有のシステムの構築をどうするかということも、今後この推進計画の中で策定してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今、最初の1点目です。滞在する者の、今、お話しされましたけれども、滞在する者、要は柴田町に今いらっしゃるとか、期間なんかはどうなっているんですかね。これもちょっと聞いておきたいと思っております。例えば1年のうちに1日か2日しかいない、でもこの人たちも滞在者というのかどうか。そこら辺も一応聞いておきます。

それから、今情報の提供、共有と、この情報の提供、これはどういうふうな情報の提供なのか。例えば犯罪者、こういう方が何か、今町の中こういうところでいろいろなことがありますと、気をつけてください。これは今までもあるんですけれども、この新たにこういう条例をつくったときの情報の提供というのは、どこまで考えているのか。その辺をお伺いします。

議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） 滞在者の期間ということでございますけれども、私ら方のとらえ方とすれば、柴田町に住民登録というよりも、ここに例えば滞在した、1日、2日滞在している間にそういったような被害に遭うという危険性もあろうかと思うんですね。ですから、滞在期間というふうなとらえ方ではなくて、柴田町にたまたまお住まいになったとか、1日、2日来ているという方々も、当然柴田町の中でこの滞在者と見なして、町民等というふうな見なし方をさせていただくというとらえ方をさせていただきました。

情報の提供の範囲といたしますか、どこまでなんだということでございますけれども、この条例につきましては、関係行政機関というふうなうたい方をさせていただきました。これは当然犯罪、それからどういうふうな被害とか、種類のものが柴田町といたしますか、この大河原管内

の中でもどういうふうなことが起きているのかということは、これは警察の方からやはり情報の提供をいただくということでない、私ら方も逐次警察の方から情報をいただいているんですけれども、そのほか、交番所便りというものを警察の方でも発行させていただいていますし、町のホームページの中にもしばた交番だよりというネットも開設させていただいています。

その中でも、この前もちょっと警察の方から緊急的な情報をいただいた件があるんですけれども、それをご紹介申し上げますと、今、振り込め詐欺ということが非常に横行している。今は税の申告時期だったり、それから年金問題で、還付をするから口座を教えてくださいということで、非常に不特定多数の中にそういう電話を受けたということで、柴田町のある地区なんですけれども、警察の方からそういうふうな情報をいただいて、じゃあ、地域の方々にチラシをまいて被害に遭わないようにということで、今まではそういうことで情報を流してございました。第10条の中に推進体制というのがあるんですけれども、今後は、そういった地域活動団体なり、いろいろな任意の団体の方でもご活躍いただいています。

それから町の組織とすれば防犯実働隊という組織も保有させていただいていますけれども、そういう方々とやはり情報の提供、交換をしないと、なかなか難しいだろうということで、今後、計画書に基づきまして、推進体制の中ではそういった体制のネットワーク化も図っていきたくて考えてございまして、あくまでも防犯の予防ということで、情報の共有化を図ってまいりたいと考えてございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに、7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） この条例は、今後、住民へも周知していくこととなると思うんですが、町民の役割とかも明記されているわけですから、文言をもう少しすっきりさせられないものなんでしょうか。いわゆる何か条例文的なんです、例えば基本理念の最後のところ、「公助の理念により推進されなければならない。」となっていますが、単に「推進する」でわかることなんですよ。何となくわかりにくくなってしまいうんです。

例えば第5条、最後のところ、「協力するよう努めるものとする。」とかという書き方になっていますが、「協力する」だけの方がすっきりと入ってくるんです。最後のところが全部そうなんです。

あと例えば第9条の2項、最後のところ、「措置を講じなければならない。」となっていますが、「措置を講じる」だけでわかるんです。こういう言葉の使い方すると、何となく入っていきにくいので、すっきりと短くまとめた方が、今後周知していく上でもいいんじゃない

いかと思うんです。これに限らず、できるだけ今後、条例はもっとわかりやすくしていくべきじゃないかと思うんです。いわゆるとっつきにくいというんですか。特に、これは町民が直接かかわるものですから、もっとすっきりとさせられないものでしょうか。

議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、1点目の住民の周知の仕方でございますけれども、これから当然推進計画を作成していかなければなりません。その中には関係団体の意見を聞きながらこの基本方針も作成しなければなりません。そういった中で、各学校の関係とか、それから活動されている方々を含めながら、ご意見をいただいてその計画をつくらせていただくということで、そういった今後、今回は理念の条例という形でお願いしているところでございますけれども、今後推進体制ができ上がってきます。それらにつきましては、私ら方で今の想定していることは、わかりやすいリーフレットでそれをご説明申し上げるということで、取り組みはさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、条例の文言でございますけれども、第3条のしなければならぬとか、講じなければならぬとかというふうなことでございますけれども、これは第9条については、町の義務化ということでそのような表現を法令上させていただいているということで、確かに法令との関係もあるということと、町は必ずこれを実施していくんですよという表現の仕方から、こういうような文言になったということで、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） わかったようなわからないような、例えば第5条の「協力するよう努めるものとする。」となっていると、努めるんだか、努めないんだかというのが何となくわかりにくくなってくるんですが、「協力する」でとめると、ああ、協力するんだということがはっきりわかるんです。ですから、別にそれが法的にどうのということはこういうところはないんじゃないかと思うので、できるだけすっきりさせる、わかりやすくさせるという考え方を、特にまちづくり推進課がかかわっているようなところについては、特にわかりやすくしていただきたいと思うんですが。

議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） 確かにこれは、条例全般にわたることだということで受けとめさせていただきたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに、12番小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 12番小丸です。

大変すばらしい条例で、犯罪予防には本当にいい条例じゃないかなと思います。私、この基本理念ではこのとおりでありまして、問題は、こういう条例をつくと、やっぱりそれなりに推進計画をつくり、いわゆるプラン・ドウ・チェックをやらなければいけないだろうと思うんです。

そうした場合に、やはりマンニングです、職員の配置といいますか、ある程度職員が専従してやらなければいけないことになってくるんじゃないかなと思うか。果たしてそういう職員の余裕があるのかなと。特に、第4条にかかわること、この5項目をやっぱり行政機関が、関係行政機関となっていますので、町及び関係行政機関となっているんですけども、やはりいろいろ主務者というか、指導権を持っていろいろやっていただくのはやはり町だろうと思うんです。

これはマンニングとはいえ、マンパワーといい、職員の方が大変だなと実は思っている。というのは、先般、一般質問に対する答弁、いろいろ各課長さん方とやって、いや、これは職員の人大変だなと。手回らないんじゃないかなということが結構、私は答弁の中で感じ取ったんですが、こういう条例できると、この職員の方のマンパワーですね、非常に心配しているんですが、現在の体制で果たしてそういったことがやっていけるのかどうか。

従来ですと、いろいろ交通安全週間だとか、あるいは何とか週間とかいうときにちょっと宣伝をしたりなんかして、それで、今まで大体防犯活動は対応してこれたんですけども、こういうふうにぴしっと条例をつくってしまうと、今度しっかりとした取り組みをしていかなければいけない、どうしても職員は専従化していかなければいけないんじゃないだろうかなと、手が回るのかなと思うんですが、その辺どうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（菅野敏明君） 今のまちづくり推進課の方では安全防犯対策ということで、専従職員2名今おります。それと、必要に応じながら、当然グループ制になっているものですから、必要に応じながら皆さんでいろいろ手伝いながら、共有をしながら進めさせていただいているというのが状況です。

これから議員さんおっしゃるとおりに、いろいろ推進計画を立てなければいけないということになってきます。推進計画の中に、じゃあ、文言は先ほど申し上げた5点でございますけれども、詳細にわたるともっと大きくなっていくかもわからないと。場合によっては、当然全庁的にわたる部分も出てまいります。

今後は、じゃあ、どういうふうな体制で進むのかということで、全庁的にわたるということで、まずは推進本部の立ち上げを考えてございます。その中で、基本的な事項を確認していた

だいて、その基本的な事項につきまして、先ほど申し上げましたとおり、町民の方々の意見を反映しなければなりません。

これは、みずからのことはみずからでということもあるんですけども、地域は地域で守っていきましょうと、地域コミュニティをベースにしながら、そこできずなを深めながら、犯罪のない地域をつくり、それがやがて犯罪のない町につながるという理念でございますので、当然町民の方々が入っていただいて活動できる範囲、あるいは今活動されている方々のご意見も当然聞かなければいけないということになります。

そういった中で、2名の体制、私どもも含まれますけれども、そういった中で推進計画をまず立てまして、これから実施部、その部分については、当然町民の方々に作りましたら、パブリックコメントという制度を活用して、なおかつ町民の方々の意見を取り入れさせていただいて、精度の高めた推進計画を作成させていただきたいと。

あとは流れとすれば、当然先ほどもお話し申し上げましたけれども、でき上がった活動の中で具体的にどういうふうな活動ということを、ただ一例を申し上げますと、一軒一灯運動とか、あとはあいさつ運動とかということも当然中には入ってこようかと思しますので、そういったまずリーフレットを全部作り上げて、地域等とあとは事業者の方々とか等と説明会を申し上げまして、まず普及啓蒙を図るというふうな段になるかと。

あとは関係行政機関ということで、逐次そのような情報提供をいただきながら、取り組ませていただきたいということで、今の段階で今後取り組ませていただくわけですけども、現有の方で県の方でも犯罪のない宮城県安全・安心条例というものが制定済みでございますので、そういったもろもろも参考にさせていただき、作り上げていきたいということで、現有で何とか頑張っていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 条例そのものは非常にいい条例で、理念もいいし、ぜひこれが実効ある条例になってくれればいいなと思っているんです。ただ、今、私も申し上げましたように、今までの防犯活動とちょっと違って、本格的に取り組むという形になれば、職員のマンパワーというものが非常に考慮していかなければいけない問題なので、今臨時職員とかいう話ありましたが、ぜひやはり職員をちょっと、今町もお金がふえてきたという話でありますので、そういう臨時職員の方にでも手伝ってもらって、しっかりと取り組まないと、職員の今度健康管理の問題がいろいろ出てくると思いますので、その辺ぜひ病気にならないように、しかもこの条例

が本当にいい条例が実行できますことを要望しておきます。以上です。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 職員の自己啓発等休業に関する条例

議長（伊藤一男君） 日程第10、議案第3号職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号職員の自己啓発等休業に関する条例についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第26条の5第1項に基づき、職員が公務に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、3年を超えない範囲内で、大学等課程の履修や国際貢献活動への参加のために休業をすることを承認することができることになったことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（村上正広君） それでは、議案第3号になります。職員の自己啓発等休業に関する条例でございます。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたように、地方公務員法の一部改正がありまして、その中で自己啓発等についての休業制度というものが法律施行されました。それに基づきまし

て、本条例の新規条例を上程するものでございます。

条例もあと読み上げますが、まず初めに、この自己啓発等休業制度の概要をちょっと申し上げたいと思います。

概要であります。大学等における就学や国際貢献活動に希望する常勤の職員に対しまして、職員としての身分を保有したまま、職務に従事しないことを認める制度だということでございます。

休業につきましては、理由につきましては、大学等における、今お話ししましたように就学、それから国際貢献活動というような2本になります。

それから、対象職員でございますが、在職期間が3年以上であることということになります。

それから、休業期間でございます。大学等における就学のためにつきましては、2年というようなことで、特に必要が、町長が認めれば3年というようなことでございます。

それから、国際貢献活動のためにつきましては3年ということで、原則最高で3年ということになります。

休業の請求及び承認につきましては、これは当然でございますが、職員が休業を請求した場合において、公務に支障がない、それから職員の勤勉、成績等、それから大学等の就学の証明ですか、それから国際貢献活動の内容の証明といいますが、それに基づいて承認、不承認を決定するというふうな形になろうかと思えます。

それから、休業の効果でございますが、身分は保有するが、職務には従事せず、給与は非支給ということで、給与は出ません。それから、条例定数外というような形で取扱いになります。

それから、復帰後の給与等の取扱いでございますが、俸給の復職時調整ということで、他の職員、同じく入って同じく勤めている職員の方と均衡を図る必要があると認める場合につきましては、調整分として100分の50から100分の100まで認めることができるということの内容になってございます。

後ほど説明しますが、100分の100ということになると、全部見るというふうになりますけれども、これはやはり町長の町の施策等に絡んでの休業ということがあれば、100分の100は認めるというような内容になってございますので、よろしくお願いします。

今の説明した概要を頭の隅に置いていただきまして、7ページの議案第3号を説明させていただきます。

まず、最初に第1条でございます。

趣旨でございます。

先ほどお話ししましたように、地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるといふようになってございます。

自己啓発等休業の承認でございますが、先ほども説明しましたけれども、第2条でございます。

任命権者は、職員としての在職期間が3年以上でございます。勤務成績が良好な職員が申請した場合、大学等の課程の履修、それから国際貢献のために休業することを承認することができるというふうになります。

3条につきましては、自己啓発等休業の期間でございます。

大学等課程の履修のための休業に当たっては2年、先ほどもお話ししましたけれども、最高で3年というようなことを記述しております。国際貢献活動のための休業に当たっては3年というふうになっております。

次ページをお願いしたいと思います。

第4条でございますが、大学等の教育施設とはということでございます。当然でございますが、学校教育法に基づいた規定する大学というふうになります。

第2号につきましては、学校以外の教育施設で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設ということでございますが、これもやっぱり学校教育法に基づくというような形になります。

それから、前二号に相当する外国の大学、これも日本国の学校教育法に基づくと同等の外国での大学というような考え方でございます。

第5条でございますが、これは奉仕活動の方でございます。

これにつきましては、独立行政法人国際協力機構法というのがございまして、その規定により、自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動ということでございます。

それから、2号でございますが、これにつきましては、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして任命権者が定める奉仕活動ということで、これにつきましては、任命権者が前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして認めた場合にということでございます。

第6条、自己啓発等休業の承認の申請、当然でございますが、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない、当然でございますが、うたっております。

第7条、自己啓発等休業の期間の延長、先ほどご説明いたしました、第3条に規定する休

業の期間を超えない範囲ということで、3年を超えない範囲というようなことをうたっております。において自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。延長は最高3年ということですが。

2号でございます。

自己啓発等休業の期間の延長は、規定で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限る、2回はだめだということです。1回とするということでございます。

それから、第3項でございます。

第2条は承認でございますが、承認の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認と同じく町長に申請してくださいよという、延長も同じく申請してくださいということです。

第8条、自己啓発等休業の承認の取消事由、これも当然のことでございますが、第1号につきましては、学校の課程を休学、それから頻繁に欠席しているとか、又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないというようなことにつきましては、取り消しというふうな形に、当然でございますが、なります。

2号につきましては、課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席しているということ、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずることがあれば取り消しというような形に、当然でございますが、これをうたっております。

第9条は報告、これも当然でございますが、任命権者から求められた場合のほかに、次に掲げる場合は、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないということでございます。申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合、それから第2号でございますが、在学している課程を休学、停学にされた場合、それから同じく第2号でございますが、奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合、3号につきましては、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じる場合、前条第8条と同じでございますが、そういった場合については報告してくださいということをうたっております。

それから2項でございますが、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとするということです。

職務復帰後における号俸の調整、先ほど概要で説明しましたけれども、号俸の調整をうたっております。

第10条にうたっております。

職務に特に有効であると認められるものにあつては100分100以下、それ以外のものにあつて

は100分の50以下の換算率により換算しますよということでございます。

それから2項でございますが、職員が職務に復帰した場合における号俸の調整でございます。他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、その者の号俸を調整することができるということでございますが、もし2年なり3年の間に景気がよくなって特別昇給というようなものが同僚にあった場合、それに合わせてその者の号俸を調整することができるということで、調整するじゃなくて、することができますので、しなくてもいいんですが、そういったその職員に対する利を持っているということでございます。

附則につきましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するというような内容でございます。

よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） これはどこから出てきた条例なんだか、大体これ非常に非現実的ですよ、これ。例えば7ページの第3条、大学等課程の履修のための休業にあつては2年、こんなね、例えば理系にしたら、今3年から専門の課程に入るんですよ。そして、理系の場合は修士課程出てなかったら本当の専門家が出たとならないんですよ。これは4年ぐらい普通ですよ。こんな文言でできませんよ。

それから、8ページ、第5条の1、「派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動」、これは非常にばかにした言い方だね。開発途上なんてこんな書かなくたっていいんですよ。今どき日本より進んでいるところ何ほでもあります。みんな後進国とか、何だのかんだの、そういうところに行つての奉仕活動、例えば韓国に行つて日本語を教えるのを奉仕活動とする、韓国なんか今、日本より進んでいるの何ほでもあります。台湾だって同じでしょう。シンガポールだって同じでしょう。マレーシアだって同じですよ。こんな言葉はおかしい。これは相手国をばかにした言い方ですよ。今は、みんなやっぱり共生というような考え方をしていかないと、こういう文言をつくっているようではこちら方の議会もおくと私は思う。

それからもう一つ、給料ですか、非支給ですね、非支給でやれるのかどうか。例えばこちら方の職員が3年たった職員で、例えば10年たつてもいいです。それで、向こうで、例えば学校で勉強したい、アルバイトでやりなさいよと。こちら方の例えば町長がこれオーケーとサイン出す。すると、町長は、あんた大学に行つてアルバイトしながら勉強してくださいよ

と、これは本当に非現実的です。非支給じゃなくて非現実的な考え方です。どう思いますか、まずそこら辺。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） まず初めに、2年、最長で3年ということで、私もこの条例の方が国から流れてきたときに、4年だろうというような考え方を持って、ちょっと県の方にお話ししたんですが、大学院というような形の考え方で、大体役場に今、入ってきている職員につきましては、ある程度大学を卒業した方が結構、結構というよりもほとんどでございますし、そういった場合に、自分が専攻してきた部分、町の何かの役に立つというか、業務にプラスになるということが原則になろうかと思っておりますけれども、そういった形で大学院とかに入る場合という分については2年、3年ということで十分可能だということの、県の方からお話をいただきまして、その分だけなのかなと、4年大学ということではないのかなというふうに認識したところでございます。

それから、お話しあったように、開発途上地域における奉仕活動ということでございますが、考え方とすれば、議員おっしゃるように、開発途上国というのはどこなんだと、失礼じゃないかというお話もありますけれども、これも準則の中で流れておりまして、独立行政法人の国際協力機構法の中での開発途上地域というような形で、ここ法律上、私もちょっと熟知していませんが、その用語の中の引用というふうに、私認識して、この新規条例を提案しているところでございます。

それから、給与等でございます。確かに2年無給という形で行って、帰ってきてそういったある程度調整はしてもらうものの、2年間というものについては無報酬というようなこととなりますので、なかなか議員おっしゃるように、無報酬で大学なり開発途上国のボランティア活動ということについてはなかなか申請が出にくいということも認識しておりますが、こういった地方公務員法の一部改正に伴った新規条例ということでご理解願いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） まず、再度お伺いして、文言の修正とか、訂正はできないんでしょうか。これやっぱり少しおかしいのと、例えばこの3年というのが、あなたも3年では少しおかしいんじゃないのと、4年じゃなかったかと、最初に感じたのがあなたの本当の気持ちだと思う。だから、これを4年にしたからって、特別国の方に反旗翻したと、そういうふうにはならないと思う。

私はやっぱりこれはね、仮に将来、うちら方の役場からそういう方が出てきたとして、またはおれの隣の佐藤輝雄議員が言っている3町合併なんか実際出てきたときに、これからは専門職だということで、勉強したいという方が出たときに、やっぱりこれ3年では私はおかしい。やはりきちっとした4年をここに明記すべきだと私は思います。

それから、やはりさっきの開発途上というのは、これは非常に思い上がった考え方です。今からはやはりいろいろなところに出向いて行くときには、やっぱり一緒にという考え方がないと、開発途上という考え方を持つこと自体が、非常に我々の頭が開発されていないということなんです。やっぱりもうちょっとこれはね、この文言も修正する必要がある、そう私は思います。

それからもう一つ、給料の、例えば勉強してください、勉強してくださいと言って、お金を出さないなんて、口ばかりうまいこと言ってあんたらなんて、帰ってきたらおれの座っている席なくなったなんて、そういうことだって考えられるんだから。きちっとして、例えば勉強している間、または奉仕活動をやっている間、50%ぐらいの支給は私は考えていいんじゃないか、こういうふうに私は思います。いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 再度のご質問でございますが、まずは4年というような任期の話でございます。現時点では、国の方の地方公務員法がそういうふうな形で3年という上限を決めております。法を逸脱して4年ということになりますと、ちょっとこれにつきましても、現時点では一応3年というような形で施行していきたいと思っております。

議員おっしゃるように、地方分権の時代でもございますし、柴田町としても去年特区2件をとった国との折衝も職員としてもしていますので、これらについては国の方と、そういったご意見もありますので、国の方とちょっと話しして、国の法律が3年となっておりますので、それを逸脱したことは現時点ではできませんが、法律の改正というような話の中になろうかと思っておりますけれども、今後お話ししていきたいなというふうに思っております。

それから、開発途上地域におけるということでございますが、これにつきましても、独立行政法人の国際協力機構の方の中で開発途上国というふうな文言があるかと思っておりますので、これにつきましても修正というような形で、国の方にいろいろご意見を話ししていくというような、現時点では地方公務員法に基づいた新規条例ということで、ご理解を賜りたいなと思っております。

それから、給与の関係でございますが、これにつきましても、なかなか議員ご理解していた

だけないとは思いますが、法の基準に基づいて、それを給与を出すというようなことは現時点ではできませんので、あくまでも本人申請ということで、議員おっしゃるように、それでは申請するやつないんでないかというような話もありますけれども、現時点の法ではそういうふうになっていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 条例とか、これは国の地方公務員のためのもの。例えば民法なんか、これは改正しなくてはならない、何だかんだと。いつのつくったものかという、明治時代、大正のもの、戦前のものだ。100年くれたやつとか、50年くれたのざらだ。あなたが今言った、課長が言った、いや、そのうち法律改正を、夢みたいなそんなお言葉でこれはできるものではないんです。1回できたらすぐに改正なんていうのができるのは、国民健康保険とか介護保険とか、きちっと2年ごとに見直すとか、そういうふうにきちっと規則とかそういうふうになっているやつならやりますよ。こういうものはもう1回できたらなかなかできませんよ。

私は、例えばこれが国から示されたものであっても、例えば特例として、こういうことは今から例えばあった場合にはというような、一つ何かきちとしたことをつけてやらないと、これは現実的な条例にはならないと思う。私は反対します、このままでは。何か救済策とか、そういうものを考えますというなら賛成しますよ。だけれども、こんなのを賛成しているようじゃおかしいよ。それで、あなたもこんなおかしいと思ったら何で持ってくるの、こんなの。私そう思う。もう1回。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） これにつきましては、先ほどお話ししましたように、県とかそちらの方にお話をしてみました、私の考え方として。ただ、大変恐縮でございますが、地方公務員法の法に縛られている関連条例ということでございますので、これを逸脱した形の条例の制定というようなことは現時点ではできないということで、ご理解願ひたいと思ひます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 私も無給では実際には取得できないのではないかなと思うんです。無給になった場合、社会保険関係はどうなるんでしょうか。保険証なんかはどうなるのかなという心配がまずあります。

それから、奉仕活動となって、先ほどから我妻さんがずっとおっしゃっていますけれども、決していわゆる途上国に行くだけではなくて、むしろ北欧に福祉、進んでいる国に、北欧に

行って1年、2年学んできたいとか、そういうことだって、今後若い人たちは出てくるんじゃないかと思うんです。ですから、こういうふうに限定してしまうのではなくて、奉仕活動というのは削った方がいいんじゃないかなと思うんです。

それからもう一つ、例えば仙台の大学に行きたいといった場合に、週2回ぐらいで済むという人に対してはどのような形がとれるんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） まず1点目の、保険とかにつきましては、今ちょっと調べています。ただ、育児休暇関係では、1年間は共済の方から保険とかなんかについては対応しているということで、これはこの法律とは別に共済組合でということなので、それも可能なのかと思いますけれども、今、現時点で対応するのかどうかというのは、今調べていますので、少々お待ち願いたいというふうに思います。

それから、2点目の近くで研修なり奉仕活動なりということ、国内とかそういうふうなところであるという部分ですよね。（「2点目は北欧とか」の声あり）北欧ですか。それにつきましては、町長命令で専門研修というような形で出すことはできると思います。それで、前に柴田町の菊ということで、農政関係で職員を派遣して、今の菊があるわけですが、そういった形の中での研修というようなことで対応できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 済みません、答弁漏れがありました。

週2回とか仙台に通うというのも同じように、町長の命令で行ってくださいということであれば、研修というような形の中で取扱いをさせていただくというふうになるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですか。

7番（白内恵美子君） やっぱり無給というのはどうしても納得できないので、何とかこれは無理なんですか。国からの方に合わせてしかできないものなんですか、本当に。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） これにつきましては、法律に基づいて、どうしても期間は2年とか3年は身柄は保障しますから、あくまでも本人申請ということになりますので、町長からの命令で行けとかなんかになると、これは研修とかなんかになりますけれども、研修の中で本人申請ということで、身柄だけはきちっと、あと戻ってきたときは同等、職員と同じ

ような待遇というふうなことで、調整できますよというようなことが最低限の、最高のというんですか、条件になって、法律上なっていますので、なかなか給与を出すということにつきましては、現時点ではできないということになります。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そうすると、町長からの命令での研修と、それから本人が行きたくて行く、自己啓発との違いなんですけど、要は帰ってきたときに、本当にこの町に生かせるものであれば、それはやっぱりちゃんと有給、町長の命令で行くという形、もう明確に例えばこの資格を取得したい、そして、こういうふうな町に生かしていきたいというのがはっきりしているような場合は、そうすると、町長命令という形がとれるんじゃないかなと思うんですが、それは1年、2年となった場合というのは、研修という形は無理なんですか。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 研修事業につきましては、先ほどお話ししました特別に菊とか、柴田町の今から何かをやっていこうという政策の中で、職員を1年なり2年派遣すると、研修として。そういった部分については、町長の考え方でできるというふうに考えてございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。総務課長。

総務課長（村上正広君） 白内議員さんの1点目の地方公務員の保険とか、これは共済組合員として認められます。ですから、保険はオッケーです。

議長（伊藤一男君） 12番小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） この自己啓発の派遣ですね、派遣というか、条例は、さっきちょっと聞えなかったんですが、定数内と外とちょっと聞き取れなかったんですが、定数内、いわゆる柴田町の職員定数の中で出ていくのか、それとも定数内ではなくて、もう定数外で出ていて、その分だけほかに補充できるのか、ちょっと先ほど内と外がよく聞き取れなかったもので、それが1点と、それから現在柴田町で、自己啓発でこういう大学に行って勉強するとか、あるいは外国へいろいろ奉仕活動に行くというほど職員に余裕があるかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなど。

それから、先般、合併シンポジウムがありましたが、合併すると、もう職員がかなり余裕が出てくるんで、あのときはあそこは、天草市は、職員をどんどん勉強に出していますと、希望者があれば出していますと。これは多分市長さんの命令で研修をさせているから、これとちょっと、自己啓発と違うんだらうと思うんですが、そういうことで、そういう余裕がある

のかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 大変失礼しました。説明の中で、身分は保障するが職務に従事せず、定数外というような形、外です。外でのカウントとなります。

それから、議員ご心配のとおり、職員の削減ということで、不採用ということできておりますので、総務課長としては、なかなか余裕はないということですが、本人の申請に基づきというふうな形になりますので、本人が勉強したいというような考え方であれば、この法律及び条例に基づいて、やっぱり出さざるを得ないというふうな考え方を持ってございます。

それから、もう1点につきまして、合併関係でございますが、合併すれば、当然職員がふえて余裕が出てくるということで、おっしゃるように、ほかの合併した市町村等につきましては、職員を派遣したり、研修させたりということで、当宮城県の中でも、県の方にはかなり合併した町村から職員が3名とか4名とか行っているようでございます。当然そういった形になるかと、勉強してもらおうというようになるかと思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに、3番水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） もう今、かなり言い尽くされた感はあるんですけども、やっぱりこれは現実的にできるのかどうかということが、それでせっきこの職員のいわゆる資質の向上ということでは、民間でも今、こういう国際貢献とか何とかということとか、大学でもボランティア活動をするとポイントになるとかといった形で、どんどんやられているわけですよ。これ実際の話、現実的に先ほど我妻議員が言ったように、できないだろうということで、多少そういうふうに私も、多少というか思うんですよ。

せっきこういうものをつくるのに、つくっても全然生かされないような条例であるならば、もう少し考えてから、今回は見送るとかというふうな形でもよかったのかなと思うわけです。その辺、公務員法がこうなったからやりましたといったような単純、単純と言ったら語弊あるんですけども、そういうことじゃなくて、もうちょっともんでからやった方がよかったんじゃないかというふうに思うんですけども、やっぱり無給というのも引かかるし、帰ってきてからという、今、先ほども話になったので、せっきこういうふうないい制度をつくらうというときに、条例としてはあるんだけど、実際だれもやっていないとかということであるならばむだだろうと。

それと、今までいわゆる研修ということで、なかなかできかねている現実があるわけですよ

ね。いろいろな研修に職員を出そうといってもなかなか出せないといった現実があって、これが出てきたって、なかなかこれ納得できるものじゃないなというふうに思うんです。その辺をちょっとお聞きしたい。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 大変恐縮でございますが、先ほど来、お話しさせていただいているとおり、法律に基づいた公務員法の一部改正、議員も今、お話しされたように、そちらの上位法を組んだ新規条例の制定という形になりますので、これにつきましては、ここ宮城県内全町村、今回の議会に上程、当然隣の町村でも今回の議会に提案ということで、総務課長会議の中で話をしまして、法律に基づくものであるから、出さざるを得ないというような状況の中で出ささせていただいた状況もありますが、あくまでも職員の中で、やっぱりもっと勉強したいというような者を、確かに町にプラスになる、くどいようすけれども、いろいろな町にプラスになるまちづくりなり、いろいろなところについては、町長の命令で研修というような形で給与も出して行ってもらおうということでございますが、例えば極端な話、私が美術をやってきたと、美術専門学校をやってきたと。もう少しデザインとか美術の方をやりたいんだというような話が、本人から上がってきた場合、それを全部給料をやってそれでやらせるのかとなってくると、なかなかその判断も苦しむものですから、あくまでも本人が勉強したいカリキュラムとか、それらの申請の中で無給で、じゃあ、身柄は保障しますので、行ってくださいというような形の条例になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） これ自体にはというか、有効なものであるならば、確かに賛成なんですけれどもね。必ずこれ法が改正になったからって、この議会でこれをやらないといけないものなのか。ちょっと間を置いてもいいのかということであれば、やっぱりその辺ちょっと時間を置いてやってくれても、かえって町自身のことでも貢献するということだろうと思うので、もう少し考えてはどうかということをお願いします。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） この法律につきましては、昨年8月に通って10月の施行ということで、10月から該当になってございます。ですから、この条例をしなくても、地方公務員法の中で申請が上がってくれば、それは法に基づいて許可を、法律上そうなっていますので、それを拒むことはできなくなると。その詳細について、この条例でつくって対応してくださ

いよというような形になっておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、よろしゅうございますか。

3番（水戸義裕君） さっき、くどいようですけれども、いわゆる途上国じゃなくて、先進国という話も出たけれども、やっぱりこれは途上国ということなんでしょうね。いわゆる行き先としては。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 今、ちょっとここに法律見ているんですけれども、独立行政法人の国際協力機構の中で、開発途上地域におけるというような形で記述してありますので、ご理解願いたいというふうに思います。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） いろいろな考え方、議論があると思うんですが、私は、これは自己啓発というところに意味があると思うんですね。何らかの会社なり職場に勤めていて、自分がやりたい、あるいは勉強したいという思いを持ったときに、こういうものがなければ、やはり会社をやめちゃってでも行かなくてはならないというようなこともあると思うんですね。それをある意味では、身分は保障してあげますよと、2年間でも3年間でもということですので、私は大いにこういう制度というのは、自己啓発という意味ではありがたいなというふうに思うんですよ。

もう一遍確認なんですけど、これは国からの指示というか、上位法が、地方公務員法がこういうことで規定されるので、下の方の地方自治体もすべてこれをやっくださいよということで、多分これについてはほかの自治体も全部この条例はつくるだろうというふうな解釈でよろしいんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 議員おっしゃるように、そのとおりでございます。町村につきましては、早いものでは12月議会等にも上げた、全国の中で町村もあろうかと思いますが、今回の3月定例議会において隣接町村も提案しているということでございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） そうしますと、例えば柴田町がこれを通さないと、あるいは制定しないということになりますと、ほかの市町村と比べると、職員さんの身分保障みたいなものがほかよりも劣ってしまうというようなことになると思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君）　そういうような状況になるかと思えます。

議長（伊藤一男君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。15番加藤克明君。

15番（加藤克明君）　法律ということで、58年以來のことですけれども、ここに第2条ですけれども、「勤務成績が良好な職員が申請した場合」、勤務成績が良好ということは、良好でない方申請してもだめだということだと思えますけれども、ただ、自己啓発ということで、優秀な勤務です、職員を啓発のために保障しないで送り出すということに、やっぱりそういう職員さんの身分保障を心配してみんな質疑していると思えます。

だから、いろいろな質疑をしておりますけれども、ここで今急いで提案しなくてもいいんじゃないかというふうな話だと思えます。そういうところ、やっぱり文言の整理とかいろいろなことありますけれども、法律上できないというのであれば、やっぱりワンクッション置くとか、そういうことも必要なかと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤一男君）　総務課長。

総務課長（村上正広君）　勤務成績が良好な職員というような記述をされてございます。今、職員の勤務成績評定をやっております、給与には現時点ではね返りはしていないんですけれども、勤勉手当の方で、12月のボーナスに若干の差をつけているということがございます。その評定の中で、今、314名の中でほとんどが成績が良好な職員ではございますが、そういった成績が良好な職員の基準につきましては、そういった勤務評定の中で基準を考えていくということで、基準はきちとした基準がございまして。

それから、現在、今おっしゃったように自己啓発というようなことで、自分の啓発のために勉強したい、身柄を保障していただけるということで、この条例をご提案させていただいているわけですが、本議会でこの条例をとめるということになってきますと、職員の不利益というようなところもありますので、できるだけ職員の、やる気のある職員があれば申請も上がってくると思えますけれども、今何人というような状況は把握しておりませんが、できるだけ職員の自己啓発研修の門戸を広く開けておいてもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君）　加藤克明君、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方から、10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ただいま議題になっております職員の自己啓発等休業に関する条例の反対討論をさせていただきます。

まず1点目、この条例案が提案される前に、本来はもう少し我々にも情報を提供して、これはこういうふうなんですけれどもというような説明が必要ではなかったか。これ一たんこういうのを急にぼんと出されて、中身を見たら、非常に私にとっては不明なというか、この条例がずっと将来10年も20年も続く条例になったときに、これは恥ずかしい条例になるんじゃないかと、私は感じました。

大体大学で研修する、これは文系であれば2年の場合もあります。また、大学院に入って博士課程を目指すんですしたら3年でこれは取れます。だけれども、理系で、今、柴田町のために私は提案して、町のためにぜひ研修したいということで理系に行けば、もう2年は必要です、大学で。そして、修士課程で2年でしょう、そうすると、合計4年です。博士課程に行ったらもう5年かかるんですよ。これを3年と簡単にこういうふうに期限を切っております。

それから、国際貢献活動のためにという休業、これは3年、ここら辺はそうかなと、こういうふうに、私は余り海外の奉仕活動についてはちょっとわかりかねるので、こんなものかなと思っておりますが、この自分で自己研さんのために町長に申請して、許可が出たというときには、給料が非支給となっております。考え方は賛同するが、町としては給料は出せないと、こんな条例があつて私はおかしいと思う。

やはり本当は町のためにこういうことを勉強したいというときに、じゃあ、町長命令で出せるか。私の町では、今のところは町長命令ではできないと思います。財政再建の最中でございます。仮に将来そういうふうに財政再建が終わったところでも、恐らくなかなか町長命令で5年も大学に行ってくれと、これもまたかなり難しいかなと思いますけれども、この条例案は、私は今回はもう少しみんなで検討する期間が必要であるのではないかと思います。

今回、この条例を、私は同僚議員とともに今回は否決していただきたい。ぜひ皆さん、これは次の回に流していただいても私はいいいんじゃないかと思ひまして、私は反対討論をします。よろしく申し上げます。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、私の体験からしますと、私は会社に勤めている間にちょっとこう1年、2年何らかの勉強をしたいなと思って、希望を持って、会社をやめなければそう

いうことは実現できないということで断念したこともございました。

どうなんでしょう。ある優良な企業では、もし自己啓発のために自分で長期間休暇をとって勉強したいという人がいれば、その間は身分を保障して無給ではあっても、あとその分は勤務期間内に加えてあげますよという、非常にいい会社もあってうらやましいなと思ったこともあったんですが、先ほど申し上げましたように、この条例というのは、自己啓発というところに意味がありまして、職場なり、あるいは町が業務上の必要性で職員、あるいは社員に研修なり学習なりを命令するということと違うのでありまして、それはそれで町の就業規則なりをそういう方法にきちっと定めてやればいいことだと思います。

現実には、先ほど合併すればという話もあったんですが、合併しようがしまいが、余裕のある自治体では幾らでも長期派遣をして、しかも有給で研修を受けさせているというようなところがあるはずでございます。

そういうことで、ある意味で身分保障という意味では一步前進の、職員にとっては制度だなという意味で私は賛成なわけでございます。ゆっくり時間をかけてということもあるんでしょうけれども、先ほど私が質問した上でも、やはりこの地方公務員法の改正でそのように国から条例を各自治体に制定するようという指示がきたというんですが、そういう制度で各自治体がこの条例を制定することになると思うので、今、この条例を本町が制定しなければ、ある意味そういう思いでいる職員にとっては不利益になると思うんですよ。そういう意味で、私はこの条例はこのたびぜひ賛同したいというふうに思いますので、同僚議員の賛同のほどをよろしくお願いします。

議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。まず、原案反対の、7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。

反対の立場から討論いたします。

ただいまの大坂議員の賛成討論を聞いておりまして、自己啓発ということをおっしゃいましたが、第2条には「当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは」とあります。あくまでも公務に関する能力の向上ですから、これは勉強してきたら、やはりこの町に生かすという思いのある人が、大学に行ったり、海外で学んできたりすることだと思うんです。ですから、その思いのある人が、やはり生活何とかその間食べていけないと困るわけですから、最低限生活できる分は保障しなければいけないと思うんです。無給ということに対して私はやっぱりかなり引っかかります。そこがまず反対です。

それから、今すぐこの条例を制定しなくても、先ほどの総務課長の答弁では、地方公務員法

上で、もし町がこれなくても、実際に職員からそういう申請があったときは認めることもできるという話だったので、それであれば、急がずにもう一度練り直して、それで柴田町独自のものをつくるべきだと思います。以上です。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番杉本五郎君。

17番（杉本五郎君） 杉本五郎です。

私は大変素晴らしい画期的な条例がようやくできたかと、こういう大変歓迎をいたしております。実は、私も通信教育やりました。この通信教育は、年間40日間のスクーリングがあります。私は40日間のスクーリングがとれませんでした。毎年20日の年休きりないんです。それで、8年かかって、人の倍かかって通信教育を終わりました。あのときもしこれがあれば、今、大変うらやましく思っております。

私は、先ほど大坂議員も言われましたように、一たん就職をしながらも自分の向上心、抑えきれない向上心を持っている若者がいっぱいいる、こう私は思うんです。そういう若者に手助けをしようというのがこの条例だと思うんです。決して行政のために知識を身につけてほしいという条例ではないんです。ここのところをやっぱり整理しておく必要があるなと思います。

それからもう一つは、やっぱり職員、公務員というのは何なのかというと、これは採用の時点で公務に専念をしてもらおうと、そのかわり尊い税金であなた方の生活を保障しますよというのが公務員なんですね。そういうことからすると、一たん公務に専念をするという義務を背負って採用された以上は、終身この公務に専念をするというまず義務が一つあるということ、まず念頭に置かなくてはならないと思うんです。

ですから、今回、この条例に基づいて勉強しようとする人たちは、あくまでもやっぱり公務から離れる、離れた場合にみんなと同じように報酬をもらうということは、やっぱりこれはバランス、均衡という点からいっても、それからやっぱり尊い税金をもらって大学を出るということは、これはやっぱりいかなものか。町民からもやっぱり理解は得られないんじゃないか、こんなふうに思います。

私は、行政で必要な職員について、行政で必要な知識を持ってもらうためには、行政はそれを大学に派遣する制度だってあるわけですよ。そうではなくて、これはあくまでも自分で向上心を抑えつけられなくて、勉強しようとする人たちの手助けの条例であるということ、まず考えておく必要があると思います。

それから、開発途上国の話がありました。やっぱり開発途上地域というのは、これ法律上使われている言葉だと思うんです。ここにも書いてありますように、独立行政法人国際協力機構

法という法律があって、その中に書かれてものですよ。国際協力というのは、決して開発途上国にだけ行くのが国際協力ではないけれども、しかし、国際貢献活動というのは、この法律に基づいて開発途上国に行く場合はという意味の条文なのではないかと、こんなふうに思います。決して開発途上国というのはその国を侮辱した言葉ではなくて、これは法律上認知されておる言葉だと思えます。決してこの条例、拙速につくられたものではなくて、一日も早くやっぱりこの向上心に燃える職員を救うためにも、一日も早くこの条例が制定されることを願って私の賛成討論とします。終わり。

議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、職員の自己啓発等休業に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後3時再開いたします。

午後2時43分 休 憩

午後2時58分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第11 議案第4号 柴田町学校教育施設整備基金条例

議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第4号柴田町学校教育施設整備基金条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町学校教育施設整備基金条例についての提案理由を申し上げます。

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保が早急に求められておりま

す。

また、児童・生徒が急増期であった昭和40年代後半から50年代にかけて整備された校舎等が、今後、次々と改築や大規模改造による耐震補強等の必要な時期を迎えていることから、計画的な施設の整備と確実な財源の確保を図るための学校教育施設整備基金を設置するに当たり、この条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

提案理由につきましては、今、町長がご説明したとおりでございます。

議案書11ページをお開きください。

議案第4号柴田町学校教育施設設備基金条例を次のように制定する。

第1条につきましては、設置に関する条項でございます。

学校教育施設の建設、改修、増設その他の整備の資金に充てるため、柴田町学校教育施設整備基金を設置するということでございます。

第2条につきましては、基金について定めております。

基金は、一般会計歳入歳出予算に定める積立金及び寄附金その他の収入をもって充てる。

第3条、基金の管理でございます。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条は、運用益金の処理でございます。

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条につきましては、繰替運用でございます。

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条は、処分でございます。

基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第7条は、委任でございます。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町学校教育施設整備基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例

議長（伊藤一男君） 日程第12、議案第5号柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例についての提案理由を申し上げます。

平成10年に、柴田町下名生剣水地区画整理組合の清算人代表から、橋りょう整備資金として寄附採納がございました。橋りょうと道路を一体的に整備することで検討をいたしました。が、阿武隈急行高架下の交差点の交通安全の問題があり、整備を中断しておりました。

今後、剣崎地区の橋りょう整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するに当たり、この条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 議案書13ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由でご説明しました理由で、柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を次のように制定する。

第1条につきましては、設置に関する条項でございます。

柴田町剣崎地区橋りょう整備の資金に充てるため、柴田町剣崎地区橋りょう整備基金を設置する。

第2条以下につきましては、第4号議案と全く同じでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 柴田町後期高齢者医療に関する条例

日程第14 議案第7号 柴田町特別会計条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第13、議案第6号柴田町後期高齢者医療に関する条例、日程第14、議案第7号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第6号柴田町後期高齢者医療に関する条例及び議案第7号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げ

げます。

高齢者の医療の確保に関する法律が、4月1日から施行されることに伴い、後期高齢者医療制度がスタートする運びとなりました。実施主体は、県単位に設置された宮城県後期高齢者医療広域連合で、保険料の決定・医療費の給付等を行い、市町村は保険料の徴収、被保険証の交付、各種申請書の受理等を行うこととなります。

議案第6号の条例は、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行令規則、その他の法令及び宮城県後期高齢者医療広域連合条例に定めがあるもののほか、町において行う後期高齢者医療に関する事務等を規定するものでございます。

また、議案第7号は、議案第6号の後期高齢者医療に関する条例を受けて、保険料の徴収等を特別会計を設置して会計処理するに当たり、特別会計条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案第6号柴田町後期高齢者医療に関する条例及び議案第7号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、後期高齢者医療制度が4月1日からスタートいたしますが、柴田町において行う後期高齢者医療に関する事務等を規定するために、この条例を制定するものであります。

なお、この条例は、国から示されました条例参考例、いわゆる準則をもとに作成をしております。今回、全市町村が同じように制定するものでございます。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書15ページをお開き願います。

柴田町後期高齢者医療に関する条例

第1条関係ですが、趣旨でございます。

町が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律と上位法に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによると規定するものでございます。

第2条でございますが、町において行う事務の定めでございます。

1項は、保険料の徴収並びに1号から、次のページになります。8号まで町で行う事務処理

ということになります。

1号については、葬祭費の申請の受付、2号は、保険料の額の通知、3号は、保険料徴収猶予関係、4号についても保険料の徴収猶予の処分通知の引渡し関係、5号、6号については、保険料の減免の関係、それから7号につきましては、所得等の申告の受付、8号については、1号から7号に付随する事務というふうに規定するものでございます。

ちなみに、広域連合につきましては、運営主体となりまして、被保険者の資格管理、保険料の賦課決定、医療費の給付等の事務を取扱いすることになります。これは、広域連合の条例に既に定めてございます。

第3条でございます。

保険料を徴収すべき被保険者の規定でございます。

1号については、町に住所を有する被保険者の規定、2号から4号関係につきましては、病院、それから施設等へ入院をした際、町に住所を有していた被保険者関係を規定してございます。

第4条関係でございます。

普通徴収に係る保険料の納期及び納付額の規定でございます。

後期高齢者の保険料の徴収につきましては、二通りございます。法の規定では特別徴収、いわゆる年金から直接天引きして納付する方法、これがメインになります。

それから普通徴収ということで、年額18万円以下、年金の金額が18万円以下の場合、それから介護保険と合わせた保険料が年金の2分の1を上回ったとき、こういった場合は普通徴収という形になります。ということで、特別徴収の方は法に規定されておりまして、この条例には入ってございません。普通徴収関係の規定を定めるものでございます。

第4条の第1項でございます。

普通徴収、納付書で納入は、第1期7月から、次のページになります。第9期、翌年の3月までのそれぞれ納入の期日を定めたものでございます。この期日につきましては、各月の納期限は、町税、国保税、町の介護保険料と同じ期日を規定してございます。

第2項につきましては、納期の末日が休日の場合は、その後の休日でない日をもって納期の末日とみなすという規定です。

それから第3項につきましては、前二項に規定する納期によりがたいときは、町長が別に定めることができるとするものです。

第4項は、期別ごとに徴収する保険料は、当年度の保険料を納期の数で割った額とする。

第5項、第6項につきましては、納期ごとの保険料に100円未満の端数がある場合、または100円未満の場合、その金額を最初の納期に合算する、こういったふうに規定するものでございます。

第5条につきましては、保険料の督促手数料の関係で、督促手数料は、一通について100円とする。

第6条は、延滞金の規定です。

1項から、次のページの5項まで延滞金の取扱いについて規定してございます。これは町税に準じた規定となっております。

1項につきましては、延滞金の率でございます。

2項については、納付額の1,000円、又は2,000円未満の端数処理の関係です。

3項については、年当たりの割合。

4項については、100円未満の端数は切り捨てることを規定しております。

5項については、延滞金の額が1,000円未満は、全額切り捨てることを規定してございます。

第7条関係については、公示送達で、いわゆる所在不明者の場合の納付書の扱いの関係ですが、町の掲示場に公示することによって納付義務が発生するものと規定するものでございます。

第8条、過料の関係です。

第8条から第10条まで過料の関係ですが、被保険者等が正当な理由がなく、文書等の提出をしない、又は職員の質問に対して答弁しない、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処す。

第9条、偽りその他不正の行為により保険料又は徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処すると規定するものです。

第10条関係は、前二条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2項、過料を徴収する場合の納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とすると規定するものでございます。

附則、19ページになります。

第1項、施行期日、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2項ですが、延滞金の割合等の特例の規定でございます。

第6条で、延滞金の率は、最初の1カ月は7.3%と規定されております。しかし、当分の間、日本銀行が定める率が7.3%に満たない場合、その率を適用しますよという特例でございます。

ちなみに、現在は4.7%になってございます。

第3項でございます。

平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の関係でございます。

いわゆる息子さんの扶養等に入って、社会保険に加入していた被保険者が対象という形になります。激変緩和措置ということで、4月から9月までの半年間は保険料の徴収を凍結します。このことにより、10月の第4期から保険料の徴収を行うものと規定するものでございます。

第4項につきましては、前項の対象被保険者で、町長が納期を特別に定める場合は、10月1日以後とすると規定するものでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

先ほど柴田町後期高齢者医療に関する条例で説明させていただきましたが、市町村が担当する事務に保険料の徴収がございまして、その保険料の徴収等を、特別会計を設置し、会計処理をするものでございます。

それでは、議案第7号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例の条文を説明いたします。

第1条、設置でございます。

現在、第1号から第4号まで、省略してありますが、各特別会計があります。1号については、国民健康保険、2号は、公共下水道、3号については、老人保健、4号については、介護保険と四つ会計がございまして、そのあとに第5号として、柴田町後期高齢者医療特別会計を新たに加えるものでございます。

なお、後期高齢者医療がスタートすることにより、老人保健特別会計は終了することになりますが、平成20年度は最終支払い等の会計処理が残ることから、平成21年度以降で削除の改正を予定しているところでございます。

附則、施行期日、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。

討論ありませんか。原案反対の方の発言を許します。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。

ただいま議題になっております議案6号と7号は、後期高齢者医療制度の創設に当たって、宮城県後期高齢者医療広域連合と町の事務と会計にかかわる条例の整備であります。

大もとの高齢者の医療の確保に関する法律、特に後期高齢者医療制度は、私が12月の議会や今議会での一般質問で取り上げてきたとおり、国民の医療にかかわる国の責任を放棄し、地方自治体と高齢者に新たな負担を強いるものであります。実施直前の時期にはなっていますが、この医療制度をこのまま実施することに反対であります。

また、2月28日に衆議院に、日本共産党も含む野党4党で、後期高齢者医療制度の廃止を求める法律案が提出され、現在審議中であります。本案件にかかわっては、町の施策については是非の非を唱えるものではありません。

しかし、これ以上高齢者への医療負担をふやすべきではないという立場から反対を表明いたします。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ただいま提案されました議案第6号柴田町後期高齢者医療に関する条例は、将来にわたり我々が安心して医療を受けられる医療制度の実現を図るために創設された制度でございます。今回、提案された条例案は、高齢者医療に関する法律、宮城県の後期高齢者に関する条例などで定めがあるもの、保険料の徴収関係について、必要な事項を定めたものであります。

保険料については、原則年金から引き落としとなります。年金が振り込まれず通帳を見ますと、今、私たちは介護保険それされていますけれども、受給額が減少することで、高齢者の方々が全員不快感を感じているところでございます。しかし、75歳以上の高齢者を対象とし、現役世代との負担との公平化、明確化する医療制度の創設を考えますと、超高齢化の現状を見据えて、安定的な高齢者医療制度を維持するため、必要不可欠と考えます。そんなわけで、この高齢者に関する条例制定に賛成するものであります。

第7号議案は、やはり議案第6号の高齢者医療制度の創設によるもので、全国の市町村特別会計を設置して、保険料などの会計処理をする上で、ぜひとも設置しなければならないと考えております。

そういう理由で、第6号、第7号の条例に賛成するものです。以上です。

議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、柴田町後期高齢者医療に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号、柴田町特別会計条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時25分 散 会
